

【令和7・8・9年度】松江市交通局広告代理店の 競争入札参加資格申請について

令和7年1月10日
松江市交通局

令和7・8・9年度において松江市交通局に係る広告代理業務等の競争入札に参加を希望する方は、松江市交通局広告代理店登録事業者として入札参加資格審査を受けなければなりませんので、次の要領に従って申請をしてください。

また、競争入札によらない広告代理業務等についても、別に定める手数料を受けることができるのは、本登録事業者となりますので注意してください。

1. 資格審査の対象について

松江市交通局に係る広告（車内放送広告・バスラッピング・ステッカー・ポスター・前幕・デジタルサイネージ等すべての広告）代理業務

2. 入札及び見積参加資格審査を申請できる者の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと
- (2) 営業の開始に関し、官公庁の許可、認可、届出等(以下、「許認可等」という。)を必要とする業務については、これを得ている者
- (3) 現在の営業を1年以上営んでいる者（基準日令和7年4月1日）
- (4) 市税及び国民健康保険料を滞納していない者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 社会保険料を滞納していない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと
- (8) 広告企画又は広告代理業を業種として掲げている者

※なお、今回の申請で認定された場合であっても、入札参加資格の有効期間中において、いずれかの要件を満たさなくなった時点で、入札に参加することができなくなります。

3. 提出書類及び添付書類（○印は必ず提出する書類、△印は該当の場合のみ提出する書類）

	申請書等一覧	法人	個人	備考
指定様式	①松江市交通局広告代理店登録申請兼競争入札参加資格申請書	○	○	
	②営業経歴書〔様式第2号〕	○	○	
	③委任状〔様式第3号〕	△	△	
	④誓約書〔様式第4号〕	○	○	⑥市の入札参加資格を確認できる書類があれば不要
	⑤役員等名簿〔様式第5号〕	○	○	
添付書類等	⑥松江市の入札参加資格(物品)の登録を確認できる書類 ※島根県電子調達共同利用システムの画面をコピーしたもの	△	△	市登録業者のみ
	⑦財務諸表	○	○	⑥市の入札参加資格を確認できる書類があれば不要
	⑧法人（個人）住民税の納税証明書	○	○	
	⑨国民健康保険料納付証明書	—	○	
	⑩社会保険料納入証明書	○	△	
	⑪履歴全部事項証明書	○	—	
	⑫代表者の身分証明書	—	○	
	⑬消費税及び地方消費税の納税証明書	○	○	
	⑭審査結果通知返信用封筒（定型封筒に110円切手を貼り宛名を明記したもの）	○	○	必須

注）※様式は、松江市交通局のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

ホームページアドレス：<https://matsue-bus.jp/>

※別紙、「提出書類及び添付書類の注意事項」をご確認ください。

4. 受付期間及び有効期間

受付期間	有効期間
令和7年1月24日(金)～令和7年2月21日(金)	令和7年4月1日(火)～令和10年3月31日(金)

5. 審査結果通知について

上記の申請内容について入札参加資格審査を行い、資格を認定した者については、有効期間の開始前月下旬に資格認定通知書を郵送します。なお、審査中に追加書類の提出を求める場合があります。

6. 変更届の提出について

資格認定を受けた後に登録内容に変更があった場合は、変更届を速やかに提出してください。変更届の提出漏れがあると入札時失格となりますのでご注意ください。

7. 登録後の広告募集方法について

登録後の広告募集方法等については、別に定める募集要綱により、必要に応じて登録事業者へ通知します。また、競争入札及び見積合わせにより行なう場合があります。

8. 入札参加の停止について

資格を認定された後に、次の項目に該当すると認められた場合は、「松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づき入札の参加を停止することがあります。

- ① 故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 入札において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- ④ その他これらに類することで松江市交通局に不利益が生じたとき

9. 書類の提出

- ・提出先 〒690-0038 松江市平成町 1751 番地 21
松江市交通局 運輸企画課 宛
- ・提出部数 各 1 部
- ・提出方法 持参または郵送
- ・提出期限 令和7年1月24日(金)から
令和7年2月21日(金)午後5時まで (必着)

10. 問い合わせ先

松江市交通局運輸企画課総企画営業係 担当：小林
〒690-0038 松江市平成町 1751 番地 21
TEL：0852-60-1112 FAX：0852-60-1126
E-mail：u-kikaku@matsue-bus.jp

提出書類及び添付書類の注意事項

※共通事項

- ・提出書類は各様式に定めのある場合を除き、申請日時点の状況をご記入ください。
- ・申請書、各様式の日付欄には、提出日（郵送の場合は投函日）をご記入ください。

③委任状〔様式第3号〕

- (1) 申請者（代表者）から支店長や営業所長等に、松江市交通局との間に締結する契約等に関する権限を委任する場合は、委任状〔様式第3号〕を作成してください。
- (2) 受任者（代理人）の印鑑は契約時に使用する印を押印してください。
- (3) 受任者の「商号又は名称」の欄は、「〇〇会社〇〇支店」等と記入してください。
- (4) 単に連絡場所として用いている営業所等の長への委任は認めません。
また、代理人は、営業所等に常勤している申請者の役員又は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある従業員（臨時社員、非常勤社員、派遣社員、契約社員等は除く。）に限ります。
- (5) 入札契約権限の一部に限って委任することはできません。

⑤役員等名簿〔様式第5号〕

役員等が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的に提供又は利用するものではありません。

なお、名簿の作成にあたっては、記載された方の氏名、生年月日の個人情報を警察に提供し、暴力団員等の調査に利用することについて記載する方全員の同意を得たうえで作成してください。

⑥松江市の入札参加資格(物品)の登録を確認できる書類

島根県電子調達共同利用システムから資格申請システムへログインし、令和7・8・9年の資格・審査状況確認画面を開き、ページの画面コピーを印刷してください。また、認定情報欄に松江市の認定がされていることを必ず確認してください。

⑦財務諸表

法人は、直近に決算を行った際の貸借対照表・損益計算書、個人は、直近の確定申告に添付した「収支内訳書」又は「青色申告決算書」（青色申告の場合は、貸借対照表・損益計算書等を含む）の写しが必要です。

⑩社会保険料納入証明書（直近2年間の未納がない証明）

- (1) 協会けんぽに加入の事業所（管掌区分：全国健康保険協会管掌健康保険）

本社管轄の日本年金機構年金事務所において発行された「社会保険料納入証明書」を提出してください。申請様式は日本年金機構のホームページから「納入証明申請書」をダウンロードし、年金事務所に提出の上、証明書の発行を受けてください。

- (2) 健保組合等に加入の事業所（管掌区分：組管管掌健康保険）

上記の日本年金機構の証明書（※ただし、健保組合加入事業者は、厚生年金・子ども子育て拠出金のみの未納がない証明となります）と、健康保険組合等において健康保険料の未納がないことが確認された証明書を、併せて提出してください。

確認の対象期間は直近2年間とします。社会保険料加入期間が2年間未満の場合は、加入から申請までの期間とします。なお、合併等により2年間の確認ができない場合は、2年間に満たない期間について旧商号等での確認が必要です。

社会保険料納入証明書に代えて社会保険料納入確認書でも構いません。納入確認書での証明を求める場合は、日本年金機構のホームページから様式をダウンロードし、年金事務所に提出の上、納入確認書での証明を受けてください。

証明書の発行年月日が申請日前3か月以内のものを提出してください。(領収書の写しは認めません。)

詳しくは、日本年金機構のホームページを参照してください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/20140311.html>

⑪履歴事項全部証明書

法人は、法務局における発行(証明)年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものがが必要です。

⑫代表者の身分証明書

個人は、本籍地の市町村における発行(証明)年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものがが必要です。これは、代表者が破産者でない旨を確認するためのものです。なお、電子的な証明書での提出はできません。

⑬消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない。」旨の記載のある納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)を提出してください。税務署における発行(証明)年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものがが必要です。納付すべき税額がない場合も、納税証明書は発行されるので必ず提出してください。

納税証明書は、納税地を所管する税務署等で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと)の発行を受けたい旨申し出たうえで、該当する税務署に請求してください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の猶予を受けているため、「納税証明書(その3)」が発行されない場合は、「納税証明書(その1)」を提出してください。未納税額全額について納税の猶予を受けていることが明記されていることが必要です。

⑭審査結果通知返信用封筒

審査結果を返信するためのものです。定型長3封筒に110円切手を貼り、自社の宛名を明記してください。